

さ情審査答申第11号
平成15年9月5日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答 申 書

平成14年5月15日付けで貴職から受けた、市民懇話会応募用紙<総合政策部企画調整課>（以下「本件対象個人情報」という。）の不訂正等決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、訂正等をしないこととした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正等の請求に対し、平成14年1月28日付けさ政企収第247号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象個人情報の目的外利用等の中止を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報について、目的外利用等の中止を求めたが、実施機関は訂正等の請求に対し不訂正等決定処分とした。
- (2) 実施機関は、本件対象個人情報を市総合振興計画市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）の参考として利用しようとしていた。
- (3) 本件対象個人情報は市民懇話会会員（委員）の選考を目的として収集されたものである。

- (4) 実施機関が本件対象個人情報の取り扱いにつき、異議申立人の同意を得ずに、選考の目的の範囲を超えて利用することは、条例第7条第1項の規定に違反する。
- (5) 本件処分は、条例の解釈と運用を誤った違法なものである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 市民懇話会では、直接、会員から意見を聞き、また、会員同士の意見交換を行い、各地区の提案をまとめていただいたもので、異議申立人も会員として参加し、意見は提案としてまとめられている。
- 2 したがって、本件対象個人情報を参考として利用したことはなく、目的の範囲を超えて利用している事実はない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、本件対象個人情報につき、条例第26条第2項の規定により訂正等をしないこととした実施機関の決定に対して、異議申立人がその取消しを求めるものである。
- 2 本件対象個人情報は、さいたま市総合振興計画市民懇話会設置要綱（平成13年12月13日施行。以下「設置要綱」という。）第2条第2項の規定により、市民懇話会の構成員を公募により決定するに当たって、その選考資料として収集、利用したものであり、その内容は、①氏名②性別③年齢④職業⑤住所⑥電話番号（自宅、日中の連絡先）⑦地区のまちづくりについてのご意見（340字以内で記入）⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマの8項目から構成されている。従って、条例第2条第1号の個人情報に該当することは明らかである。
- 3 異議申立人は、条例第7条第1項の規定によらないで、つまり本人の同意を得ないで、本件対象個人情報を市民懇話会の参考として利用しようとしていたとして、当該実施機関に対し、その中止を請求したものである。当該請求は、平成13年12月28日付け、同日受付でなされており、この時点では、設置要綱に基づく市民懇話会は設置されていないので（第1回市民懇話会全体会は、平成14年1月12日開催である。）、明らかに、事前の利用中止を目的としてなされているものである。
- 4 条例第24条第3項に規定する目的外利用等の中止請求は、個人情報について目的外利用等の事実が発生している場合に認められる権利であって、目的外利用等されるおそれのある場合など現実にその実態のない場合やそ

の事実が現実には発生していない場合には、認められないものと解される。一般的に地方公共団体、特に住民と直結した行政をより多く担当する市町村においては、個人情報取扱事務が比較的によく、個人情報のより適正な取扱いを確保する必要性が存在することに鑑み、自己に関する情報をコントロールする権利のひとつとして、個人情報の目的外利用等の中止を請求する権利を法的に保障したものと考えられる。

条例第24条第3項の規定は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報が第7条第1項の規定によらないで目的外利用等されていると認めるときは、…」として市の行政事務の処理の必要性和個人情報保護の必要性和との調和を図ったものと解される。以上の点から、異議申立人の本件中止請求は、根拠がなく、同条同項の要件を満たしていないと認められる。

- 5 異議申立人の本件中止請求は、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号。以下「手続条例」という。）第2条第4号の申請に該当する。従って、本件中止請求が実施機関（窓口 浦和総合行政センター地域総務課）に到達した時点、つまり平成13年12月28日に窓口で受付けしていることから、その時点で申請が成立し、実施機関は、手続条例第7条の規定により当該申請について遅滞なく審査を開始し、速やかに諾否いずれかの処分をなす義務が生じる。本件中止請求に対する措置及び当該措置に係る期限については、条例第26条及び第27条に規定のとおりである。

実施機関の審査は、形式的要件のほか、同時に実質要件の審査をすることも妨げないので、当該中止請求が条例第24条第3項の要件を満たさないと判断したときは、速やかに拒否処分を行うべきである。4で述べたとおり本件中止請求は、同条同項の要件を満たしていないと認められるので、条例第26条第2項の規定を適用し、訂正等をしない旨を決定することを相当とするが、実務上の取扱いにおいては、このような場合、一般的に考えて、行政指導（手続条例第2条第7号に規定する行為をいう。）として当該請求者に対して、請求の取下げ等の指導、助言等を行って然るべきではないかと考えられる。

実施機関の口頭意見陳述において、これらの措置を採ったかどうかを釈明を求めたところ、そのような行為は行っていないとのことである。これら行政指導を行うかどうかは実施機関の任意であり、また、これら行政指導に従うかどうかは当該請求者の任意であるが、実施機関の事務処理の効率性や本件中止請求の内容、目的等を考慮すると、以上述べたとおり、本件中止請求に対する実施機関の審査の面及び実務上の取扱い面において、

不十分な点が認められるのである。

なお、異議申立人の本件中止請求は、前記3で述べたとおり、事前の利用中止を目的としたものと考えられ、実施機関は、当該請求に対する拒否決定の理由について、何ら付記することがない。このことは、条例第26条第3項で準用する第19条第1項の規定による書面による理由付記の義務に違反し、当該請求に対する拒否決定が違法性を帯び本件処分を維持することができなくなることとなる。

当審査会は、このことを理由として本件処分を取消し、手続きのやり直し等を求める答申をしても、実施機関における拒否処分という結論に変わりはなく、別異の判断を示すことは考えにくいので、これによる手続きの遅滞等をも考慮し、上記のとおり、職権で判断することとしたものである。

「本件中止請求に対する実施機関の審査の面及び実務上の取扱い面において、不十分な点が認められる。」と指摘し、今後、条例に即したより慎重かつ適切な対応を行うよう実施機関に特に注意を要請したことを付記したい。

- 6 一方、本件処分は平成14年1月28日付けでされており、本件処分時を基準として目的外利用等の事実の有無等の判断がされた場合には、実施機関のその判断の妥当性が問題になる。

実施機関の平成14年6月7日付け不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述からは、本件処分時を中心に諾否の決定をしたものと認められるので、以下この点について述べることとする。

- 7 市民懇話会は、設置要綱第3条の規定により、平成14年1月から5月の間、開催回数は、原則として6回とされ、全体会の第1回は同年1月12日、第2回は同年5月11日に開催され、9地区に係る地区別懇話会は同年1月19日及び26日に第1回、同年2月9日及び23日に第2回、同年3月9日及び23日に第3回、同年4月13日及び20日に第4回の会議が開かれている。

第1回の全体会で配布された資料は、講演レジメのほか全体会説明資料、都市建設計画、さいたま市マップ、さいたま市行政区画編成図、町丁名別人口一覧、公共施設配置状況一覧（地区別）、市総合振興計画基本方針である。また、地区別市民懇話会においては、会員からの具体的な資料の提供の依頼に基づき、事務局としても必要であると判断した場合に提供若しくは報告してきたことが認められ、市民懇話会に係る全議事録及び実施機関提供記録によって確認したところ、本件対象個人情報市民懇話会に配布されたとの事実は確認できなかった。一方、実施機関の選考の結果、市民懇話会の構成員に選ばれなかった者（平成13年11月市報第11号の

募集に応じた者259名中の151人の者)については、文書で事前にその意向を確認の上、うち了解のとれた117名に係る応募用紙の中の前記⑦地区のまちづくりについてのご意見⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマについて、実施機関の職員が要約したものを、つまりそれらの概要版を市民懇話会に会議資料として配布している。これは、市民懇話会の構成員に選ばれた者108名については、公開の市民懇話会に出席して自己の意見を述べることができるのに対し、117名の非構成員については、そのような措置がとれないことを考慮し、実施機関が配慮したものと認められる。

従って、実施機関が本件対象個人情報参考として市民懇話会に利用したことはなく、目的の範囲を超えて利用(本件対象個人情報を市民懇話会に参考として配布することは、条例第7条第1項に規定する目的外利用等に当たると解する。)している事実もないとして、本件処分を行ったことは容認できるのである。なお、異議申立人は、市民懇話会の構成員として、2回の全体会及び4回の所属地区別懇話会のいずれにも出席していることが当該議事録により確認されることから、本件対象個人情報が参考として本人の出席した会議に配布された事実がなかったことを承知しているはずである。

8 以上述べたとおり、異議申立人が行った本件中止請求は、条例第24条第3項の実質要件を満たしていないことが認められ、実施機関は、条例第26条第2項の規定を適用して本件処分を行ったものであり、本件処分は維持されるものとの結論に達したところである。

9 よって、本件異議申立ては、理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 5月15日	諮問の受理
②	同 年 6月 7日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 4月23日	審議
④	同 年 5月22日	審議
⑤	同 年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 7月17日	審議
⑦	同 年 8月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
委員	荒木直人	弁護士
会長	小池保夫	大学教授
委員	小室大	行政経験者
会長職務代理者	鈴木久義	弁護士
委員	満木祐子	弁護士

(五十音順)